

ハッ場ダム住民訴訟通信-29

07.07.25 発行

もうハッ場ダムは必要ない。と

県自身が「いばらき水のマスタープラン」で語ってるではないか。

原告と弁護士の“立体陳述”に被告県側は寂として声なし。

第12回ハッ場裁判は、今年3月に発表された「いばらき水のマスタープラン改訂」に記された日量46万トンの水余りが焦点になりました。心情に訴える原告意見陳述。論理的に迫る弁護士の陳述。“情と理”の立体陳述で県側の矛盾をぎりぎりまで追いつめました。

良心に恥ずることはないか。原告意見陳述の神原晴美さん。切々と心情に迫ります。

- 1、都市用水の水余りは46万トン、ハッ場ダムからの水は9万4000トンです。県財政が逼迫している今、ただちに撤退するのが私たちの常識です。
- 2、県はこの余剰水を俄かづくりの「環境用水」「危機管理用水」に振替えるとしていますが、1986年3月ハッ場ダムの参加を決めたとき、当時の竹内県知事も県議会も将来の水不足に備えるために決断したのではないですか。当時の公式書類のどこをとっても「環境用水」「危機管理用水」などとは記されていません。「水道用水」とはっきりと書かれています。
- 3、私は法廷に立っていますが、たった今でも行政官の良心を信じています。間違っただけはやり直せばいいのです。同じ人として同じ時代を美しく生きてみようではありませんか。

次いで谷萩弁護士が映像を駆使して論理的に追いつめます。

- 1、2003年、ハッ場ダム基本計画変更時の判断データは、2002年度策定の旧マスタープランだった。そこでは2020年度の水需要が当時の保有水源を上回るとしている。つまり水不足を予測している。プランの数字を認めるものではないが、ハッ場ダムなどの水源開発に参加することは、計画として理屈が合っていた。
- 2、ところが今年3月の改訂版では2020年度の水需要は、同年度の水需要を46万トンも上回っている。しかも旧プランで将来も使うとしていた河川水と地下水27万トンも削減している。実際の水余りは73万トンにもなる。ハッ場ダムなどの水源開発はもう必要ない。という計画ではないか。
- 3、被告は姑息にも余った都市用水を隠蔽するため、「環境用水」「危機管理用水」という新たな用途をつくり振替えるとしているが、県の会計制度からしても許されるものではない。
- 4、茨城県の水需給計画は水源開発を前提として水需要をつくりだしている。ダムの呪縛に捉われているからだ。ダム計画をもたない横浜市は、水需要実績を分析して右肩下がりの計画を立てている。

原告が証人尋問をしても、こちらは反対尋問をする気はない。

最終準備書面を出すから終結を求める。被告側の伴弁護士、傲慢な主張で「立証」に抵抗。

私たちは、立証計画の概要を提出しました。上の発言はその時のものです。しかし裁判長は終結するかしないかは裁判所が決めること。として立証計画の検討に入ることを指示しました。その結果、今回は裁判の後、「進行協議」を行うことに決定。また一歩ぐいと前進しました。

広田弁護士談「裁判長は協議時間を一時間もとった。これは立証に入ることを前提にしているからだ。証人の取捨選択はあるにしても、立証に入ることは大変な成果だ。ただ、気をゆるめること無く、傍聴席を埋め尽くしてプレッシャーを掛け続けて欲しい」

次回、第13回ハッ場ダム裁判は10月30日(火)午後1時30分

裁判：1時30分～1時40分 進行協議：1時40分～2時40分

裁判説明集会：2時50分～ 進行協議は原告しか参加できませんから、傍聴者はその間、水戸駅前で、現在計画中の「水道料金値下げ要求の署名運動」を行う予定です。

本年度年会費(一口1000円)を未納の方は、同封の郵便振替用紙でお願いします。